

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市税条例第150条第1項及び盛岡市国民健康保険税減免要綱	盛岡市国民健康保険税の減免承認の取消し	健康保険課

- 1 上記処分は、盛岡市市税条例第5条において盛岡市行政手続条例の適用除外対象となるため、処分審査基準の設定及び標準処理期間の設定は該当しない。